

委 託 業 務 仕 様 書

1. 業務名

令和8年度 経商中委第26号 仲卸業者経営診断等業務

2. 業務期間

契約日から令和9年2月27日まで

3. 業務内容

(1) 経営診断業務

- ア 静岡市中央卸売市場仲卸業者の財務分析
- イ 財務分析結果に基づく経営診断書の作成
- ウ 経営改善を必要とされる仲卸業者の選定に係る助言

(2) 個別相談業務

- ア 過去2年度決算における財務分析の結果について、改善が必要と認められる事項の指摘
- イ 令和7年度決算見込みに関する相談
- ウ 今後の経営健全化に向けた相談及び指導
- エ 実施した経営個別相談に係る報告書の作成

4. 業務の対象業者

(1) 経営診断業務

静岡市中央卸売市場仲卸業者23社（青果部11社、水産物部12社）

(2) 個別相談業務

静岡市中央卸売市場仲卸業者23社のうち静岡市が選定する4社

5. 分析・診断のため貸与する資料

- (1) 令和7年度 仲卸業者事業報告書及び決算報告書
- (2) 令和6年度 仲卸業者事業報告書及び決算報告書
- (3) 令和5年度 仲卸業者事業報告書及び決算報告書
- (4) その他、受託者からの要請に基づき、本市が必要と認めたもの。

6. 業務完了時に提出するもの（以下、「報告書等」という。）

(1) 経営診断業務

- ア 財務基準の適合状況（一覧表）
- イ 直近3年度における財務分析、貸借対照表及び損益計算書の推移（仲卸業者ごと）
- ウ 経営分析評価表（一覧表）

エ 経営分析集計表（一覧表）

オ 経営分析及び経営分析表（仲卸業者ごと）

※ウ～オについては、仕様書別紙「経営診断用書式見本」の各様式の例を参考に作成すること。

（２）個別相談業務

ア 業務完了届

イ 個別相談報告書

７．日程

（１）経営診断業務

令和８年１２月１８日までに「６．（１）」を提出すること。

（２）個別相談業務

令和９年１月１８日から令和９年２月１９日の間で相談日を調整する。

経営個別相談は、１社あたり１～２時間程度を目安とする。

令和９年２月２７日までに「６．（２）」を提出すること。

８．その他

（１）経営診断業務

ア 経営分析項目については、仕様書別紙「仲卸業者の経営財務基準」によるものとし、令和７年度及び令和６年度の対比による経営診断を原則とする。

イ 報告書等については、紙及び電子データによりそれぞれ提出すること。その際、提出する書類のサイズはＡ４判若しくはＡ３判で統一することとし、また、電子データの提出方法は担当職員の指示によるものとする。

ウ 当該業務において使用した資料、情報等は業務終了後、すみやかに返還若しくは削除すること。

エ 本仕様書に記載のない事項については担当職員と打合せを行い、担当職員の指示によるものとする。

（２）個別相談業務

ア 突発的な事由により経営個別相談の実施場所及び日程について変更が生じた場合は、委託者が調整し、事前に受託者へ連絡する。

イ 上記に記載のない事項については、両社協議の上決定する。

（３）貸与資料の管理及び取扱い

ア 受託者は、貸与資料を本業務の実施に必要な範囲外の目的に使用してはならない。

イ 受託者は、貸与資料を適切に管理し、第三者への提供、漏洩、紛失その他の不適切な取扱いをしてはならない。